

第 8 1 号議案

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

1 管理を行わせる施設

名 称	所 在 地
阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町 1 9 8 番 6 芦屋市春日町 1 5 0 ～ 1 5 2 番先 芦屋市春日町 1 6 0 番先
阪神打出駅南自転車駐車場	芦屋市南宮町 5 8 番 4
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	芦屋市東芦屋町 1 6 7 番先
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	芦屋市月若町 4 9 番 2 先
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	芦屋市松ノ内町 2 6 番先
阪神芦屋駅南自転車駐車場	芦屋市精道町 9 3 番 1
阪神芦屋駅西自転車駐車場	芦屋市川西町 6 4 番先

J R 芦屋駅北自転車駐車場	芦屋市大原町 2 6 5 番
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 2、1 番 3
J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ~ 5 番 4
J R 芦屋駅南自転車駐車場 4	芦屋市業平町 9 7 2 番 5、9 7 2 番 6、9 7 2 番 9、9 7 2 番 1 3、9 7 2 番 1 4、9 7 3 番 3
J R 芦屋駅南自転車駐車場 6	芦屋市上宮川町 1 0 0 番 1 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	芦屋市上宮川町 1 0 8 番 1 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 (仮称)	未定
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 1 (仮称)	未定

2 指定管理者

名 称 サイカパーキング株式会社

所在地 東京都中央区日本橋小網町 7 番 2 号

代表者 代表取締役 森井 清

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

芦屋市自転車駐車場の指定管理者の候補者の選定経過について

1 募集について

- (1) 周知方法 「広報あしや」 8 月号及び芦屋市ホームページ等
- (2) 募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 日まで
- (3) 現地説明会 令和 5 年 8 月 1 6 日
- (4) 申請受付期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 日まで
- (5) 申請法人等 サイカパーキング株式会社
(50音順) 株式会社駐輪サービス /計2法人

2 選定について

- (1) 指定管理者選定・評価委員会（芦屋市自転車駐車場）の設置
委員長 富田 智和 神戸そよかぜ法律事務所 弁護士
副委員長 三谷 哲雄 流通科学大学経済学部 教授
委員 藤川 千代 藤川公認会計士事務所 公認会計士
委員 和田 聡子 大阪学院大学経済学部 教授
委員 北川 加津美 芦屋都市管理株式会社 代表取締役
- (2) 委員会の開催
第 1 回（令和 5 年 7 月 1 8 日） 募集要項及び業務仕様について説明、選定
基準及び審査要領について協議及び決定
第 2 回（令和 5 年 1 0 月 3 日） 書類審査及び面接審査の実施方法について
協議及び決定
第 3 回（令和 5 年 1 0 月 2 0 日） 書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

3 選定基準について

8 1 - 3 2 頁「芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準」のとおり

4 選定方法について

上記選定基準に基づき、法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い、選定した。

(1) 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、提出された申請書類により選考し、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外することとした。

ア 指定管理料の提案額が175,000千円（5年合計）より高い法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

(2) 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定した。

5 審査結果（1,000点満点）

サイカパーキング株式会社 729点（候補者）

株式会社駐輪サービス 727点（次点候補者）

募集要項

1 指定管理者の募集について

芦屋市の自転車駐車場（以下「駐車場」という。）について、駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第29号）第15条第1項の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 指定管理料制度の導入について

令和5年度までの自転車駐車場の運営については、利用料金の中から修繕積立金を市へ納付していましたが、令和6年度より予定されているJR芦屋駅南地区再開発事業の工事による自転車駐車場の閉鎖に伴う影響や、近年の自転車駐車場の利用状況等を鑑み、自転車駐車場の利用料金で管理運営を行う利用料金制度に加え、市より指定管理料の支払いを想定しております。

3 業務概要

(1) 施設概要

名称	所在地	面積	収容台数	備考
阪神打出駅前自転車駐車場	芦屋市打出小槌町198番6 芦屋市春日町150～152番先、160番先	平面式 約615㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期）98台 ・自転車（一時）105台 ・原付（定期）15台 ・原付（一時）5台 ・自動二輪（一時）2台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・管理人室（2.47㎡）有 ・電気、水道施設有
阪神打出駅南自転車駐車場	芦屋市南宮町58番4	平面式 約114㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期）56台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有
阪急芦屋川駅北自転車駐車場	芦屋市東芦屋町167番先	平面式 約880㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期）274台 ・自転車（一時）87台 ・原付（定期）84台 ・原付（一時）24台 ・自動二輪（一時）3台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・管理人室（9.72㎡）有 ・電気、水道施設有
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場	芦屋市月若町49番2先	平面式 約350㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期）214台 ・自転車（一時）22台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設（建物部分362.5㎡） ・管理人室有 ・消防設備点検及び保守業務委託（令和4年度実績30,800）

募集要項

				円) ・夜間機械警備業務委託（令和4年度実績 105,600 円） ・電気、水道施設有
阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場	芦屋市松ノ内町 26 番先	平面式 約 341 m ²	・自転車（定期） 212 台	・屋外施設
阪神芦屋駅南自転車駐車場	芦屋市精道町 93 番 1	立体式 うち一部平面式 約 1,411 m ²	・自転車（定期） 638 台 ・自転車（一時） 405 台 ・自転車（来庁） 43 台 ・原付（定期） 96 台 ・原付（一時） 23 台 ・原付（来庁） 12 台	・屋内施設 ・管理人室有 ・光熱水費は年度末に芦屋市から一括請求
阪神芦屋駅西自転車駐車場	芦屋市川西町 64 番先	立体式 うち一部平面式 敷地：約 560 m ² 構造：2 階建約 953 m ²	・自転車（定期） 310 台 ・自転車（一時） 207 台 ・原付（定期） 50 台 ・原付（一時） 19 台 ・自動二輪（一時） 2 台	・屋内施設（建物部分 936.4 m ² ） ・管理人室有 ・夜間機械警備業務委託（令和4年度実績 105,600 円） ・自転車等搬送コンベア保守点検業務委託（令和4年度実績 123,200 円） ・電気、水道施設有
J R 芦屋駅北自転車駐車場	芦屋市大原町 265 番	地上 1 階立体式 うち一部平面式 地下 1 階平面式 うち一部立体式 地下 2 階平面式 延べ床面積 約 2,019 m ²	・自転車（定期） 295 台 ・自転車（一時） 429 台 ・原付（定期） 180 台 ・原付（一時） 74 台	・屋内施設（建物部分 1,648.5 m ² ） ・管理人室有 ・自転車等搬送コンベア保守点検業務委託（令和4年度実績 246,400 円） ・ラポルテ北館管理費
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 2、1 番 3	平面式 約 211 m ²	・自転車（定期） 183 台 ・原付（定期）	・屋外施設 ※令和6年12月より閉鎖予定

募集要項

			50 台	
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2～5 番 4	平面式 約 551 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 219 台 ・自転車（一時） 77 台 ・原付（定期） 15 台 ・原付（一時） 29 台 ・自動二輪（一時） 10 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・管理人室有 ・電気施設有 ※令和 6 年 1 2 月より閉鎖予定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 4	芦屋市業平町 972 番 5、 972 番 6、972 番 9、972 番 13、 972 番 14、973 番 3	平面式 約 196 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・原付（定期） 73 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有 ※第一跨線橋の撤去 工事に伴い、令和 6 年 8 月より令和 1 1 年未まで一時閉鎖予 定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 6	芦屋市上宮川 町 100 番 1 先	平面式 約 161 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 67 台 ・原付（定期） 20 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9	芦屋市上宮川 町 108 番 1 先	平面式 約 39 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（定期） 24 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設 ・電気施設有
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 1 0（仮称）	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 150 台予定 	※令和 6 年度より開 設予定
J R 芦屋駅南 自転車駐車場 1 1（仮称）	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 1,050 台予定 	※令和 1 0 年 1 0 月 より開設予定

(2) 業務時間及び休業日

ア 業務時間 午前 6 時 3 0 分から午後 1 0 時まで

ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前 6 時から午前 0 時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1、J R 芦屋駅南自転車駐車場 3、J R 芦屋駅南自転車駐車場 4、J R 芦屋駅南自転車駐車場 6、J R 芦屋駅南自転車駐車場 9、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0（仮称）（予定）、芦屋駅南自転車駐車場 1 1（仮称）（予定）については、午前 6 時から午後 1 0 時までとします

イ 休業日

休業日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 3 1 日

ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1 月 1 日とします。

ウ 業務時間及び休業日の変更

募集要項

業務時間及び休業日は、市長の承認により変更することができます。

(3) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを駐車場利用者に提供するとともに、管理経費の節減が図れることを期待しています。

ア 基本方針

自転車は、市民生活において手軽で便利な交通手段として、また、環境に優しい乗り物として、利用が年々増加しています。その一方で、駅周辺には放置自転車が多発し、歩行者や車椅子の通行に支障をきたすなどの交通安全上の問題や駅周辺の美観を損なうなど、様々な課題を抱えています。芦屋市では芦屋川沿いの区域を芦屋川特別景観地区、それ以外の行政区域を芦屋景観地区に指定しており、美観の維持に向けた管理を行っていただくとともに、駐車場の利用の向上と促進に向けて、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、駐車場の管理運営を行っていただきます。

イ 維持管理方針

駐車場の管理については、原則、「芦屋市自転車駐車場の指定管理者による管理運営業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ、機能を正常に保持し、駐車場利用者が安全で安心、快適に利用できるよう適正な管理と保守点検を行ってください。

ウ 駐車場の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に駐車場利用者の声を聴取し、反映してください。

自転車等の安全利用を図るため、マナーの向上や交通ルールの遵守の啓発に努めてください。

駐車場利用の向上と促進を図るため、運営面において、市民サービスの工夫と提供に努めてください。

社会状況の変化に対し、市とも協力をして利用者のニーズに沿った事業の提案を行ってください。

エ 法令等の遵守

駐車場の管理運営業務を行うに当たっては、別紙仕様書に定める法令等を遵守していただきます。

4 業務内容（詳細については、別紙仕様書のとおり）

(1) 駐車場の管理運営に伴う業務

ア 受付・案内・誘導等業務

イ 利用料金の徴収・返還等業務

(2) 建物、施設及び附属設備に係る維持管理業務

ア 運転監視及び保安業務

イ 清掃業務

ウ 建物、施設の維持管理業務

エ 設備・機械等の保守点検業務

オ 消耗品の補充等

5 応募資格

駐車場の管理運営に関して、知識と経験を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）で次の内容を満たす法人等が対象となります。ただし、個人は応募資格がありません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

募集要項

兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければなりません。

ア 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。

イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

ア 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

(4) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準じるもの。

ウ 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税を滞納している者

オ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者

カ 本市、国や県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者

キ 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

(5) 連合体構成法人等の構成員の変更

連合体で応募する場合、代表する法人等及び連合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、構成員の変更を認めることがあります。その場合には、連合体の協定書のほか、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

(6) 申請する法人等（連合体の一部を含む）が、指定管理期間中に合併、その他の事由により法人等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めます。

6 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、以下ア～エの応募書類に資料ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。また、様式2は必ずページ番号を記載してください。なお、提出部数は正本1部、副本7部（副は複写でも可）及び応募書類の「ワードまたはPDFデータ」の入ったCD等を提出していただきます。（提出の際はパスワードを設定してください。また、パスワードにつきましては、道路・公園課代表アドレス douro@city.ashiya.lg.jp に送信してください。）

ア 芦屋市自転車駐車場指定管理者指定申請書（様式1）

(ア) 連合体応募の場合は構成団体表及び連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）※代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記してください。

(イ) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 芦屋市自転車駐車場事業計画書（様式2）

(ア) 法人等の概要説明書

(イ) 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針

募集要項

- (ウ) 自転車駐車場の管理体制
日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載してください。（非常駐者は、その旨を明示してください。）
- (エ) 自転車駐車場の維持管理
- (オ) 自転車駐車場運営の取組
- (カ) 自主事業案
- (キ) 自転車駐車場の管理運営費
管理運営費（全体）は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間について、毎年度の経費で算出してください。また、同書式を利用し、現在稼働している13の自転車駐車場、JR芦屋駅南自転車駐車場10及び11（仮称）の施設ごとに毎年度の経費で管理運営費（各施設）を算出してください。
- (ク) 人件費及び損害保険料内訳
- ウ 指定管理者の申請に係る誓約書（様式3）
- エ 添付書類
- (ア) 定款、寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- (イ) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
- (ウ) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
- (オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書、法定監査を受けた場合その監査報告書）
- (カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- (キ) 事業実績等の概要が分かるもの
- (ク) 代表者履歴、役員名簿
- (ケ) その他本市が必要と認めた書類等
連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出してください。
- (コ) 別途業務委託を予定している各業務の見積書
- (2) 募集要項の配布
募集要項を令和5年8月1日（火）から9月1日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。）配布します。
- ア 配布場所 都市政策部都市基盤室道路・公園課又は市ホームページよりダウンロードしてください。
- イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
- (3) 現場説明会
15駐車場のうち、阪神芦屋駅南自転車駐車場について、下記の要領で現場説明会を開催します。見学を希望される場合は、受付票に明記されるか、令和5年8月10日（木）までに見学を希望する旨と法人等名、担当者、電話番号を記載して道路・公園課代表アドレス（douro@city.ashiya.lg.jp）へメールを送信してください。他の駐車場については、応募前までに施設の確認を行ってください。
- 開催日：令和5年8月16日（水）
場所：阪神芦屋駅南自転車駐車場
- (4) 応募書類の受付
応募書類を令和5年8月1日（火）から9月1日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除く。）受付します。

募集要項

- ア 受付場所 都市政策部都市基盤室道路・公園課
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）
なお、提出期限後の変更及び追加は認められません。
 - ウ 応募書類等は必ず持参してください。
 - エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
 - オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。
 - カ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。
 - キ 申請書類の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。
- (5) 質問及び質問に対する回答
- ア 質問の方法
募集要項の受領時に質問の回答を希望されるかどうか受付票に明記すること。
質問の要旨を簡潔にまとめ、芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書（様式4）を持参するか、メール（道路・公園課代表アドレス douro@city.ashiya.lg.jp）へ送信してください。
 - イ 質問の受付期間
令和5年8月16日（水）から令和5年8月22日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）受付します。受付時間は、午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）です。
 - ウ 質問の受付場所
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
都市政策部都市基盤室道路・公園課
 - エ 質問に対する回答の方法
市ホームページに回答を掲載します。最終回答は令和5年8月29日（火）までに行います。
なお、質問内容が法人等独自の提案に係るものと本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外については、事前に希望された方全てに回答します。

7 指定候補者選定の基準等

- (1) 選定方法
芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定・評価委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。
- (2) 面接審査
書類審査の結果、面接審査を実施します。面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。
- (3) 選定基準
選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。
 - ア 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針
 - (イ) 管理運営を行うに当たっての基本方針について
 - (ロ) 団体の理念及び運営方針について
 - (ハ) 団体の業務推進能力について
 - イ 自転車駐車場の管理体制
 - (イ) 管理体制について
 - (ロ) 緊急時の対応について
 - (ハ) 個人情報保護の措置について

募集要項

ウ 自転車駐車場の維持管理

- (ア) 施設管理の基本事項について
- (イ) 自転車駐車場の安全対策について

エ 自転車駐車場運営の取組

- (ア) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について
- (イ) 利用促進の取組について
- (ウ) 不法行為等への取組について
- (エ) 交通安全推進及び啓発の取組について
- (オ) 自主事業への取組について

オ 自転車駐車場の管理運営費

- (ア) 管理運営費の提案に工夫が見られるか
- (イ) 管理運営費の積算の根拠が明確になっているか
- (ウ) 適正な人件費になっているか
- (エ) 適正な損害保険加入になっているか
- (オ) 提案額としての貢献度

指定管理料の予定価格は5か年総額175,000千円(税込)であり、この額を上限として、提案してください。応募者が提案した指定管理料の額が予定金額を上回る場合は失格とします。なお、年度ごとに指定管理料は発生せず、市へ修繕積立金を納付可能な場合はその額について提示してください。(提案した指定管理料又は修繕積立金の額について以下「提案額」という。)

指定期間中に一部駐輪場を閉鎖するため、その内容を踏まえた積算を行ってください。(詳細は仕様書記載)

提案額については、選定時において当該事業への貢献度として取り扱うこととします。

(4) 選定結果

応募された法人等(連合体を含む。)に、文書で選定結果を通知します。

応募された法人等については、法人等名、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。

(5) 選定後の提出書類

指定候補者については役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書及び役員名簿(様式6)、法令遵守誓約書(様式7)、利用料金承認申請書(様式8)を協定締結前までに提出してください。連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出してください。

8 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないときは、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定することがあります。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

募集要項

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定します。

(4) 管理運営費

ア 経費の負担区分

駐車場の管理運営費のうち、市が別途措置する修繕費、備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、駐車場の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	統括責任者（指導員）、管理人、職員給料等 (兵庫県最低賃金は遵守のこと。)
光熱水費	電気、上下水道
設備保守、点検	消防設備、自転車等搬送コンベア、自転車ラック
清掃・点検・警備等	清掃、巡回点検等
修繕費（小規模）	施設・設備の修繕
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務機器リース料、 夜間金庫手数料、一般管理費
自主事業等経費	自主事業等に要する経費
その他	保険料、公課費等 修繕積立金（可能額を提示し市へ納付） 前受金（翌年度定期利用料等の翌年度収入分）

イ 管理運営費

必要な管理運営費（修繕積立金及び指定管理料含む）については、応募者は事業計画書に提案額を記載してください。提案額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で協議を行い、協定を締結します。

指定期間中予定している工事の進捗により駐車場台数が当初より変更になる場合は、その期間、台数按分など適切に修繕積立金及び指定管理料の額を変更します。なお、これによりがたい場合は、市と協議を行い協定を締結します。

支払いについては、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、3月25日までに納付してください。

※修繕積立金：利用料金収入のうち、市へ積立金として納付できる金額

※指定管理料：利用料金収入に加え、市より支払われる金額

※修繕積立金及び指定管理料の提案額は、年度ごとにどちらか一方で提案ください

ウ 管理口座

経費は、法人等自身の口座とは別に指定管理業務専用口座を設けて管理してください。

(5) 駐車場の利用料金

駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

また、指定管理者は、芦屋市と利用料金の設定等に係る協議を行い、条例の規定による使用料の範囲内において、市長の承認を得て利用料金を決定します。

(6) 施設の目的外使用

施設の一部の目的外使用については市の承諾を得る必要があります。

募集要項

9 スケジュール（予定）

募集の開始：令和5年8月1日（火）
募集要項等配布期間：令和5年8月1日（火）～9月1日（金）
現地説明会：令和5年8月16日（水）
質問事項の受付期間：令和5年8月16日（水）～令和5年8月22日（火）
質問の回答：令和5年8月29日（火）まで
応募書類受付期間：令和5年8月1日（火）～9月1日（金）
募集の終了：令和5年9月1日（金）
面接審査：令和5年10月中旬
選定結果の公表、応募者への通知：令和5年11月中旬
市議会による議決：令和5年12月中旬
指定管理者の指定（告示）：令和5年12月下旬
協定の締結：令和6年3月
業務引継ぎ：令和6年3月
管理の開始：令和6年4月1日

10 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合には失格とし、審査の対象から除外します。

また、連合体で申請する場合には、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ その他不正行為があった場合

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は芦屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公表することがあります。企業秘密等については、市が決定して秘匿します。なお、指定管理者を指定する議案資料には、原則として、全ての応募された法人等の事業計画書を掲載します。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

(5) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

例：「株式会社〇〇」（新社名 △△株式会社 令和●年●月●日に商号変更予定）

11 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。また、年次計画書に記載された自主事業については、個別事業計画書を実施日（募集開始日を含む。）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

募集要項

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施します。指定管理者は、毎月、月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力していただきます。また、指定管理期間中に第三者による評価を実施します。

なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とします。評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表します。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力していただきます。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施することとします。また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとし、また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告していただきます。

(5) 指定の取消し等

指定候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定管理期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(6) 引継ぎの協力

指定管理期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。また、前受金については、市に納付し次期指定管理者に引継ぐものとし、回数券については、引継ぎ時点の未使用回数を次期指定管理者に引継ぎます。

(7) 駐車場において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

また、本市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入することとします。

(8) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(9) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとし、

募集要項

また、市から駐車場に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとします。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規定（平成 19 年訓令甲第 6 号）に基づき、適正に管理・保存するものとします。

(11) 内部通報処理の仕組み整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）により、通報・相談窓口の設置内部規定の整備を行う必要があります。

(12) 使用許可等

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

(13) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第 3 条に準じた管理責任者を置き、要綱の規定に準じた管理を行うための必要な措置を講ずるものとします。

(14) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる駐車場について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となります。（過年度は、J R 芦屋駅北駐車場、阪神芦屋駅南自転車駐車場、阪急芦屋川南月若自転車駐車場が課税対象となっておりました。）事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しくは、市総務部財政室課税課固定資産税係（0797-38-2017）まで相談してください。）なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

12 問合せ先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課

TEL (0797)38-2480 FAX (0797)38-2163

Eメールアドレス douro@city.ashiya.lg.jp

募集要項

参考資料

ア 管理業務の実施に係る収支状況

単位：円

収入	項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
	利用料金収入	108,143,100	91,465,900	91,289,278	96,447,850	106,297,000
	自主事業収入	0	690,507	214,880	274,000	500,000
	ラポルテ売上	7,251,910	6,463,630	7,001,500	7,338,490	7,524,000
	コロナ支援金	0	3,545,000	0	0	0
	前受金(前年度からの繰入)	7,431,081	7,568,694	7,487,000	7,487,000	7,487,000
	計	122,826,091	109,733,731	105,992,658	111,547,340	121,808,000

支出	項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
	人件費	80,728,702	82,023,107	84,342,688	94,329,580	70,742,000
	光熱水費	3,831,942	3,912,903	4,227,326	3,610,030	2,263,000
	設備保守点検	538,320	585,200	1,528,641	1,624,140	4,231,000
	修繕費	1,162,590	1,476,027	809,992	2,481,750	1,473,000
	その他支出	10,639,186	10,178,708	6,402,100	2,216,170	9,569,000
	事務局費	14,317,037	13,946,708	11,330,957	8,941,024	16,794,000
	自主事業等 経費	364,060	111,876	10,146	27,186	240,000
	大規模修繕積立金	7,523,753	18,858,000	13,605,000	11,474,000	9,009,000
	前受金(翌年度への繰入)	7,568,694	7,487,000	7,487,000	7,487,000	7,487,000
	計	126,674,284	138,579,529	129,743,850	132,190,880	121,808,000

募集要項

イ 令和4年度の駐車場の利用状況

[]書きは令和3年度

区 分 \ 名 称			阪急芦屋川北 自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場	阪急芦屋川駅南 松ノ内自転車駐車場
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[290] 290台	[200] 200台	[219] 219台
		一時	[87] 87台	[22] 22台	なし
	原動機付 自転車	定期	[84] 84台	なし	なし
		一時	[24] 24台	なし	なし
	自動二輪	一時	[3] 3台	なし	なし
	計			[488] 488台	[222] 222台
換算利用台数※	自転車		[286] 271台/日	[204] 215台/日	[38] 50台/日
	原動機付自転車		[46] 81台/日	なし	なし
	自動二輪		[1] 1台	なし	なし
計			[333] 353台/日	[204] 215台/日	[38] 50台/日
令和4年度 利用率			[68] 72%	[92] 97%	[17] 23%

※1日当たり定期利用台数と一時利用台数の合計

区 分 \ 名 称			J R 芦屋駅北 自転車駐車場	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 1	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 2	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 3	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 4
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[471] 453台	[91] 91台	[178] 178台	[119] 128台	なし
		一時	[460] 426台	なし	なし	[220] 220台	なし
	原動機付 自転車	定期	[281] 349台	[50] 50台	なし	なし	[73] 73台
		一時	[74] 74台	なし	なし	[43] 43台	なし

募集要項

	自動二輪	一時	なし	なし	なし	[7] 7台	なし
計			[1286] 1302台	[141] 141台	[178] 178台	[389] 398台	[73] 73台
換算利用台数	自転車		[690] 772台/日	[79] 89台/日	[149] 171台/日	[237] 330台/日	なし
	原動機付自転車		[187] 243台/日	[39] 46台/日	なし	[41] 34台/日	[38] 37台/日
	自動二輪		なし	なし	なし	[6] 10台/日	なし
計			[877] 1015台/日	[118] 135台/日	[149] 171台/日	[284] 374台/日	[38] 37台/日
令和4年度 利用率			[68] 78%	[84] 96%	[84] 96%	[73] 94%	[52] 51%

区 分			名 称		J R 芦屋駅南 自転車駐車場 6	J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9
			名称	種別	台数	台数
令和4 年度 収容台 数	自転車	定期	[67] 67台	[24] 24台		
		一時	なし	なし		
	原動機付 自転車	定期	[20] 20台	なし		
		一時	なし	なし		
	自動二輪	一時	なし	なし		
	計			[87] 87台	[24] 24台	
換算利 用台数	自転車		[60] 66台/日	[21] 23台/日		
	原動機付自転車		[16] 19台/日	なし		
	自動二輪		なし	なし		
計			[76] 85台/日	[21] 23台/日		
令和4年度 利用率			[87] 98%	[88] 96%		

募集要項

区 分		名 称	阪神打出駅前 自転車駐車場	阪神芦屋駅南 自転車駐車場	阪神芦屋駅西 自転車駐車場
令和4年度 収容台数	自転車	定期	[265] 378台	[652] 642台	[315] 315台
		一時	[110] 110台	来庁用除く。 [428] 471台	[207] 207台
	原動機付 自転車	定期	[14] 12台	[110] 127台	[50] 50台
		一時	[5] 5台	来庁用除く。 [23] 35台	[19] 19台
	自動二輪	一時	[2] 2台	なし	[2] 2台
計			[396] 507台	[1213] 1275台	[593] 593台
換算利用台数	自転車		[331] 480台/日	来庁用除く。 [548] 1044台/日	[310] 372台/日
	原動機付自転車		[13] 16台/日	来庁用除く。 [64] 138台/日	[24] 29台/日
	自動二輪		[1] 0台/日	なし	[2] 1台/日
計			[345] 496台/日	[612] 1182台/日	[336] 402台/日
令和4年度 利用率			[87] 98%	[50] 93%	[57] 68%

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

7 指定管理者が行う業務

(1) 駐車場の管理運営に伴う業務

ア 受付・案内・誘導等業務

(ア) 駐車場利用者の受付等業務は、次の方法により行うこと。

a 定期利用については、利用料金を添えて定期利用申請書を提出させる。

生活保護法の規定による保護を受けている者にあつては、生活保護の受給を証明する書類を、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、身体障害者手帳を、療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けている者にあつては、療育手帳を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者にあつては、精神障害者保健福祉手帳を、学校教育法の規定する学校の学生・生徒にあつては、学生証又は生徒手帳を、おのおの確認の上、受付すること。

b 一時使用に当たっては、利用料金の前納及び口頭申請で受付すること。

(イ) 駐車場利用者には、次のものを交付すること。

a 定期利用者には、「定期利用券」を交付すること。

なお、定期利用の利用者には、「定期利用証」を自転車後部のよく見える箇所に貼り付けるよう指示すること。

b 一時利用者には、「一時利用券」を交付すること。

(ウ) 自動二輪及び原動機付自転車、自転車（「以下「自転車等」という」）の入退場に際しては、次の方法により利用券の確認を行うこと。

a 原動機付自転車及び自転車の定期利用に当たっては、入退場時に定期利用券を提示させること。

b 一時利用に当たっては、入場時に一時利用券の一片を切り取って交付し、他片を自転車等のハンドルに取り付ける。退場時にはその一片を提示させハンドル等から他片を取り外すこと。

c 代車票の取り付け・取り外し。

(エ) 定期利用券を紛失した場合は、「定期利用券等紛失届出書」を受理すること。

(オ) 定期利用で許可期間を超えて駐車している自転車等には、継続申請を督促する旨記載した荷札を貼り付けるとともに、所定の鎖で施錠すること。

(カ) 前記(オ)の場合は、一時利用料金を適用して超過料金を精算すること。

但し、定期利用の場合で継続利用許可を受けた場合は、この限りではない。

(キ) 駐車場利用者への誘導等業務は、安全確保を最優先し、次の方法により行うこと。

a 駐車場利用者には、あらかじめ定められた位置へ自ら駐車し、施錠するよう指示すること。

b 初めての利用者には、親切、丁寧に、わかりやすく、機械設備等の操作の仕方や駐車方法を説明すること。

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

- (ク) 駐車場内に無許可駐車及び出入口付近の通路・歩道等に駐車する自転車等を監視し、駐車場の利用を促すこと。
- (ケ) 次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させず、また、入場者を退場させることができる。
- a 泥酔者
 - b 感染症の疾患であると認められる者
 - c 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
 - d 他人に不快感を与える恐れのある者
 - e この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合
- (コ) 路上生活者に対する措置
- 路上生活者が起居の場所として使用し、一般の駐車場の適正な利用が妨げられている場合は市こども福祉部福祉室生活援護課と協力して必要な措置をとること。

イ 利用料金の徴収・返還等業務

- (ア) 利用料金の徴収・返還業務は、次の方法により行うこと。
- a 利用料金の徴収は、条例に規定された利用料金を前納させること。
 - b 市長の承認を得て、現行の料金を上限として、割引料金等の設定をすることができる。
 - c 利用料金の返還は、自転車駐車場定期利用料金申請書の提出を受け、下記表のとおり行うこと。

区 分	返還する利用料金の額	
(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	使用開始前	既納の定期利用料金の全額
	使用経過月数 1月以下	既納の定期利用料金から1月に相当する定期利用料金を差し引いた残額
	使用経過月数 2月以下	既納の定期利用料金から1月に相当する定期利用料金の2倍の額を差し引いた残額
(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。	使用することができなかつた日数に係る利用料金の額（定期使用の利用料金の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。）	
(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。	既納の一時利用料金（自転車に係る利用料に限る。）の全額	

- d JR芦屋駅北自転車駐車場については、買物客への自転車サービス券により、利用料金（100円）を返還すること。（店舗からの精算あり）
- e 阪神芦屋駅南自転車駐車場については、市役所来庁者への利用証明により、利用料

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

金（自転車100円、原動機付自転車200円）を返還すること。

(イ) 利用料金の減免

自転車駐車場定期利用料金減免申請書の提出を受けた場合、下記のとおり利用料金の減免を行うこと。

- a 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者 5割
- b 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 5割
- c 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校に自転車通学する者 3割
- d その他市長が特に必要があると認める者 5割以内
- e 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため一時使用するとき。10割
- f 市議会及び市の附属機関等の会議に出席するため一時使用するとき。10割
- g 市の事務事業等に関して業務を行うため一時使用するとき。10割
- h 用務のため来庁した市民等が一時使用するとき。10割

※eからhについては、阪神芦屋駅南自転車駐車場を利用するときに限る。

(2) 建物、施設及び附属設備に係る維持管理業務

ア 運転監視及び保安業務

駐車場の運転・監視及び保安業務は、次のことに留意して行うこと。

- a 安全かつ効率よく運転・監視するため、駐車場の巡回警備を行うこと。
- b 業務時間後に管理員室の消灯・閉窓の確認を行い、出入口を施錠し、外部からの不法な侵入を防止すること。
- c 駐車場内での盗難等不法行為の防止のため、巡回警備を行うこと。

イ 清掃業務

清掃業務は、次のように行うこと。

- a 駐車場内の車路、通路及び便所を日常的に清掃し、清潔を保つこと。
- b 良好な環境を保つよう駐車場周辺の清掃、除草を行うこと。また必要に応じて散水を行うこと。

ウ 建物、施設の維持管理業務

建物、施設の良好な利用、維持を行うため、次のことに留意し管理業務を行うこと。

- a 建物、施設の損傷、破損、妨害などを未然に防止し、良好な状況を維持するため、巡回点検を行うこと。

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

- b 駐車場内における火気類の持込、使用をさせないよう監視すること。
 - c 騒音などの迷惑行為をさせないよう監視すること。
- エ 設備・機械等の保守点検業務
利用者が、安全で安心し、快適に利用できるように、設備・機械等の保守点検を実施すること。
- オ 消耗品の補充等
施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。
- (3) 市等の主催行事に関する事業
駐車場を使用する市等の主催等の行事の受け入れ及び運営に協力すること。
- (4) 業務の委託
指定管理者は、主要な業務を一括して再委託することはできない。ただし、ラック、自転車等搬送コンベア等保守点検業務については第三者に委託することができる。
- (5) 別途業務委託契約を予定している業務
下記ア、イの事項について、別途業務委託契約を予定している。
※ただし、それぞれの業務について設計予定金額の範囲内での契約とする。設計予定金額を上回る場合は、競争入札方式等での契約となる場合がある。
- ア 芦屋川隧道地下歩道警備業務（別途委託契約）
阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場に隣接している芦屋川隧道地下歩道の警備業務を実施しており、業務員は管理人室を使用している。午後7時から午前0時までの定期的な巡回や緊急時の通報連絡など、一体的実施が有効であることから、芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託の受託者と指定管理者との間で別途業務委託契約の締結を予定する。（参考実績：令和4年度1, 999, 932円）
- イ 喫煙指定場所周辺清掃業務（別途委託契約）
阪神打出駅北側、阪急芦屋川駅北東側の2地点における喫煙禁止区域内喫煙指定場所に設置された灰皿及び灰皿周りの清掃を行い、清潔を保つ業務の委託を実施している。2地点とも各自転車駐車場付近にあり、本市と指定管理者との間で別途業務委託契約の締結を予定する。（参考実績：令和4年度422, 400円）
- (6) その他施設の管理に関すること
- ア 自転車駐車場の整備や廃止、位置等の変更に伴い業務の内容に変更があった場合は、双方が協議を行い、所定の手続を得て、管理運営の見直しを行うことがある。
 - イ 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。
 - ウ 消耗機材等の購入、各種契約、光熱水費・通信運搬費・テレビ受信料等の支払いなどすべての事務を行うこと。管理運営上必要となる光熱水費等は原則指定管理者の負担となる。
 - エ 施設の管理に当たっては、省エネルギー、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境に配慮した効率的・効果的

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

な運営を行うこと。また、芦屋市環境計画等に基づき、市が施設のエネルギー使用量等の情報を求めるときは協力すること。

オ 指定管理者としての業務に関する経理は、団体等の通常の経理に使用する口座とは別に専用口座を設け、管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分すること。

8 指定期間内に計画されている事項

(1) J R 芦屋駅南地区再開発事業に伴う工事

市では、J R 芦屋駅南エリアの再開発事業を行っており、指定期間中、一部駐車場の閉鎖を予定している。駐車台数減少分は J R 芦屋駅北自転車駐車場と民間駐輪場等へ利用者を誘導する等の対応を行うこと。

対象は J R 芦屋駅南自転車駐車場 1、J R 芦屋駅南自転車駐車場 3 の 2 施設であり、令和 6 年 1 2 月 1 日より閉鎖予定である。また、J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 についても、第一跨線橋撤去工事に伴い、令和 6 年 8 月 1 日より一時閉鎖（令和 1 1 年末まで）予定である。なお、再開発事業については事業進捗状況により工事期間及び内容等が変更する可能性があることを理解し、可能な限り再開発事業に協力をすること。なお、当初予定より大幅に変更があった場合には、指定管理者との協議の場を設ける。

(2) J R 芦屋駅北自転車駐車場の自転車等搬送コンベアの改修工事

令和 6 年度に自転車等搬送コンベア全 4 機のうち、地上階から地下 1 階に設置されている 2 機の改修工事を予定している。工事期間中は、自転車等搬送コンベアが利用不可となるため、運用について市と協議を行うものとする。

9 維持管理

利用者が安心かつ、快適に施設を利用できるように常に適正な状態を維持すること。

施設の安全管理を行うにあたり、指定管理者は適切な方法で施設の点検を実施し、法定点検対象施設については、「芦屋市公共施設維持管理マニュアル」を基に、点検の記録及び対応チェックリストを作成し、市に報告すること。また、問題があれば迅速かつ的確に処理し、市に報告すること。

(1) 修繕について

ア 施設及び設備に危険箇所・破損箇所等がないか、定期的に点検すること。不具合を発見した場合は、直ちに市へ報告するとともに、利用を一時停止又は応急処置をする等、劣化や損傷部分、性能又は機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕・改善の措置をとること。

なお、修繕費が 1 件あたり 2 0 0 万円（消費税等を含む。）以上の修繕は市と協議を行うものとする。2 0 0 万円（消費税等を含む）未満の修繕は指定管理者が負担する。

イ 施設の大規模な修繕や設備更新については、長期修繕計画に基づき市が実施する。

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

(2) 備品

- ア 備品の点検を定期的（1回以上／年）に行い、良好な状態を保つこと。また、不具合が生じた場合は、随時補修すること。什器・備品等の修繕費については指定管理者の負担とする。
- イ 貸与備品が経年劣化や破損等に伴い買い換え等の措置が必要となったときは、市に備品の状態等について報告し、200万円（消費税等を含む）未満の備品については、指定管理者が購入・負担とする。200万円以上の備品が必要となった場合は、あらかじめ市と協議を行うものとする。
- ウ 備品の廃棄等の移動が生じた場合は、市に報告すること。
- エ 指定管理料及び利用料金等の範囲内で購入した備品は、原則市に帰属すべきものとし、市に報告すること。
- オ 自己の所有する備品を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載すること。
- カ 指定期間の満了又は指定の取消しにより管理を終了したときは、持ち込んだ備品を直ちに自己の負担において撤去すること。ただし、市の承認を得たときは、この限りではない。
- キ 備品台帳及び持込備品管理簿と備品を整理照合し、年1回市に報告すること。

(3) 巡視・点検

原則として毎日随時行うものとする。常駐者を配置し、目視及び点検により、設置等の安全確認を行うこと。

(4) 指定管理者の標記

維持管理業務の遂行に関して団体名を表示する場合は、「施設名（指定管理者：〇〇〇〇）」と標記すること。施設等が指定管理者により管理・運営されていることを利用者に周知するため、施設内や案内やパンフレット等に指定管理者名等を次のように表示すること。

	市指定の事業	自主事業
事業に係る 広報等の標記 【*主催等の標記が必要な場合】	施設名 （指定管理者：〇〇〇〇） 【*主催：芦屋市又は施設名】	施設名 （指定管理者：〇〇〇〇） 【*主催：施設名，〇〇〇〇】 【芦屋市名は不可】

*標記例

芦屋市が設置した〇〇施設は、指定管理者である〇〇〇〇が管理運営を行っています。
 連絡先 施設名（指定管理者：〇〇〇〇） 電話番号 〇〇－〇〇〇〇

10 自主事業等について

(1) 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本来の業務の実施を妨げない範囲において、事前に事業計画を提出し、市の承認を得たうえで、管理者の責任にて自主事業を行う。なお、自主事業に要する経費は指定管理者の負担とし、事業で得た収入は指定管理者の収入とする。

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

また、自主事業を実施するために必要な許可等の手続き及び関係機関との協議は、指定管理者が行うこと。

(2) 施設の設置目的外の事業に関すること

指定管理者は、自動販売機、売店の設置等、施設の設置目的外の使用をするときは、あらかじめ市に申請を行い、許可を受けること。また、指定場所のみとし、別途、市に使用料を支払うこと。

(3) 社会状況の変化への対応について

道路交通法の改正や自転車活用推進法の施行など自転車を取り巻く社会状況の変化に対して、利用者アンケートを反映した実現可能な事業を提案、展開すること。

1.2 指定管理者と芦屋市の責任分担

指定期間内における責任分担については下表を基本として対応するものとする。

項目	指定管理者	芦屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
駐車場の管理運営	◎	
管理棟・倉庫等の物品管理	◎	
駐車場の法的管理（占有・行為許可）	○ 書類受付・交付事務に限る	◎
苦情対応	◎	○ 管理運営に係る事項以外 市政への意見等
事故対応	◎	
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
不可抗力に伴う経費	◎ 事業履行不能による減収及び不可抗力事由に伴う 右記以外の経費	○ 施設設備等の修復のための 経費
1件200万円未満（税込）の 駐車場整備・改修等	◎	
1件200万円以上（税込）の 駐車場整備・改修等		◎ ※指定管理者と協議

芦屋市自転車駐車場業務仕様書抜粋

賠償責任（指定管理者に帰責事由があるもの）	◎	
賠償責任（市に帰責事由があるもの）		◎
賠償責任（公共工事等に伴う支障スペースの利用休止等に伴う利用料金収入の減額）	◎ ※8 指定期間内に計画されている事項を除く	
金利変動に伴う経費の増	◎	
物価変動に伴う経費の増	◎	
施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更		◎
市の責任による延期・中止		◎
指定管理者の責任による遅延・中止	◎	
指定管理者の事業放棄・破綻	◎	

※1 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、協議事項とする。

(1) 損害賠償・損害保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入すること。

(2) 不可抗力による休業補償

市は、指定管理者に対して不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの）による休業補償は行わない。

(3) 運営リスク

市は、施設及び機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災事故等による臨時休業等に伴う補償は行わない。

(4) 消費税及び地方消費税の税率変更に係る見直し

消費税及び地方税にかかる税率の変更に伴い、市が条例で定める使用料を変更した場合、指定管理者は変更後の額を基に利用料金等を定めるものとする。

芦屋市自転車駐車場指定管理者応募法人概要

法人名称	代表者氏名	住所	役員数	従業員数
サイカパーキング 株式会社	代表取締役 森井 清	東京都中央区日本橋 小網町7番2号	5	1,890
株式会社 駐輪サービス	代表取締役 蘆原 節二	大阪市北区曾根崎 新地二丁目5番3号	3	1,016

(50音順)

芦屋市自転車駐車場指定管理者選定審査要領

1 選定基準等

(1) 選定基準及び配点

別紙「芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準」のとおり。

(2) 配点の考え方

ア 審査項目の「1 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針」については計30点を配点する。本項目については、自転車駐車場の管理運営を行うに当たって最も基礎的な内容であり重要視する箇所であるため、要項の「7 指定候補者選定の基準等」の内容と照らし合わせ慎重な審査を行う。

イ 「2 自転車駐車場の管理体制」は計30点、「3 自転車駐車場の維持管理」は計20点、「4 自転車駐車場運営の取組」は計60点とする。

ウ 「5 自転車駐車場の管理運営費」については、芦屋市の財政状況を踏まえたこと及び予定価格を設定したことから計60点を配点する。

2 選考基準の根拠

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の管理者としての最低条件として、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とする。

ア 指定管理料の提案額が175,000千円（5年合計）より高い法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

※ 「経営状態、管理運営について懸念のある法人等の定義」

経営状態は、決算書の数値に明らかな問題がないかを審査する。

例えば、債務超過、継続的な赤字及び資金収支がマイナスになっていないかといった点。

管理運営は、沿革・役員構成・組織図・業務分担等に明らかな問題がないかを審査する。

例えば、役員が頻繁に交替している、共同事業体内の役割分担に無理がないかといった点。

なお、指定管理者の選定においては、基本的に第2次選考まで進むことを想定しているため、第1次選考で除外する法人等については、経営状態や管理運営について、書類審査段階で明らかに懸念がある者を想定している。

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準に基づいて指定管理者候補者を選定する。

選定結果は理由も明示する。また、基準点を満たした上で次点候補者を選定する。

4 採点の方法

(1) 選定・評価委員5人の審査点数の合計によるものとする。

候補者選定の要件として、選定基準の「1 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針、2 自転車駐車場の管理体制、3 自転車駐車場の維持管理、4 自転車駐車場運営の取組、5 自転車駐車場の管理運営費」それぞれの審査項目の採点合計が各配点の100分の50以上かつ採点合計が総配点の100分の70以上を満たすこととし、これを下回った候補者は選定しないものとする。

同点の場合については、当該応募団体の最高点と最低点を除いた合計点数により指定管理

者候補者を選定する。

(2) 別紙「芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準」に基づき審査する。

5 評点について

1項目につき10点満点とする。合格点の目安を7点とし、採点を行うものとする。

指定管理者に求めるサービスの内容や指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理のみか、事業の実施まで含むものか）等を踏まえ、適宜、加重配点を設定するものとする。

選定基準

芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準

審査項目及び審査基準	配点ウエイト	採点
<p>1 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針</p>	<p>30点</p>	
<p>(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的、特徴に合致した目標設定がされているか 	<p>(10点)</p>	
<p>(2) 団体の理念及び運営方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営にふさわしい理念及び運営方針を持っているか 	<p>(10点)</p>	
<p>(3) 団体の業務推進能力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行できる安定的な財政基盤を有しているか ・業務を遂行できる適正な団体構成となっているか 	<p>(10点)</p>	
<p>2 自転車駐車場の管理体制</p>	<p>30点</p>	
<p>(1) 管理体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者及び管理体制について実行可能な提案がされているか ・従業員は適正に配置されているか ・人材育成についての考え方が示されているか 	<p>(10点)</p>	
<p>(2) 緊急時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応が十分であるか ・災害発生時の対応が十分であるか ・災害に応じた個別の計画があるか 	<p>(10点)</p>	
<p>(3) 個人情報保護の措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護について、十分な措置を講じているか ・漏洩などが発生した場合の対策が示されているか ・従業員への徹底、管理の方策が示されているか 	<p>(10点)</p>	

選定基準

審査項目及び審査基準	配点ウエイト	採点
3 自転車駐車場の維持管理	20点	
(1) 施設管理の基本事項について ・施設の維持管理や運営の基本的な考え方が明確に示されているか	(10点)	
(2) 自転車駐車場の安全対策について ・自転車駐車場の安全対策が具体的に示されているか ・自転車駐車場内施設の安全な管理方法が具体的に示されているか (マニュアル等)	(10点)	
4 自転車駐車場運営の取組	60点	
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について ・管理の質及び利用者サービスの向上について具体的な提案がなされているか ・利用者対応（接客対応）の向上のための措置を講じているか ・自己評価についてどのように取り組んでいるか ・利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済を導入するか	(10点) ×2	
(2) 利用促進の取組について ・利用者の掘り起こし、定期的な利用促進のための具体的な提案がなされているか	(10点)	
(3) 不法行為等への取組について ・期限切れ利用や無断駐車利用などへの対策や提案が具体的に示されているか ・施設内における自転車等への利用マナー向上やルールへの遵守に向けた提案が示されているか	(10点)	
(4) 交通安全推進及び啓発の取組について ・交通安全推進及び啓発の取組内容が具体的に示されているか ・交通ルールの遵守に向けた啓発や取組内容が示されているか	(10点)	
(5) 自主事業への取組について ・自主事業について具体的かつ実現可能性が高く、また市民サービス向上に寄与するものか（具体的な内容・費用の記載） ・利用者や社会のニーズに沿った自主事業が提案されているか ・地域に貢献する具体的な取組が提案されているか	(10点)	

選定基準

審査項目及び審査基準	配点ウエイト	採点
5 自転車駐車場の管理運営費	60点	
(1) 管理運営費の提案に工夫が見られるか	(10点)	
(2) 管理運営費の積算の根拠が明確になっているか	(10点)	
(3) 適正な人件費になっているか	(10点)	
(4) 適正な損害保険加入になっているか	(10点)	
(5) 提案額としての貢献度	(10点)	
下記(参考)記載の表をもとに採点を行う。(1千円以下切捨て) ※指定管理料の総額が175,000千円より高額の場合は失格	×2	
合計点数	200点	

(参考)

点数	提案額(単位:千円)	備考
2	160,001~175,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
3	145,001~160,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
4	130,001~145,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
5	115,001~130,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
6	100,001~115,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
7	85,001~100,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
8	70,001~85,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
9	1~70,000	指定管理料総額>修繕積立金総額
10	~0	指定管理料総額≤修繕積立金総額

※ 5か年の指定管理料の総額から修繕積立金の総額を差引き、その値を「提案額」として採点する。

選定基準

(指標)

評価	点数
非常に優れている	10
優れている	9
やや優れている	8
問題はない	7
やや問題がある	6
	5
問題がある	4
	3
非常に問題がある	2
	1
審査基準に示した内容に対して、該当する提案等がない	0

芦屋市自転車駐車場指定管理者候補者選定 審査採点表

審査項目及び審査基準	配点	基準点	サイカパーキング株式会社							株式会社駐輪サービス						
			A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック	A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック
1 自転車駐車場管理運営に当たっての基本方針	30点	75点	23点	21点	24点	27点	23点	118点	○	20点	20点	22点	22点	19点	103点	○
(1)管理運営に当たっての基本方針について	(10)点		7	7	8	9	9			7	7	8	6	6		
(2)団体の理念及び運営方針について	(10)点		8	7	8	9	7			7	7	7	8	6		
(3)団体の業務推進能力について	(10)点		8	7	8	9	7			6	6	7	8	7		
2 自転車駐車場の管理体制	30点	75点	22	22	25	24	23	116点	○	22	20	23	23	20	108点	○
(1)管理体制について	(10)点		7	7	9	8	9			7	7	8	7	6		
(2)緊急時の対応について	(10)点		7	7	8	8	7			8	7	7	7	7		
(3)個人情報保護の措置について	(10)点		8	8	8	8	7			7	6	8	9	7		
3 自転車駐車場の維持管理	20点	50点	15	15	15	18	15	78点	○	14	15	14	16	13	72点	○
(1)施設管理の基本事項について	(10)点		7	7	8	9	7			7	7	7	8	7		
(2)自転車駐車場の安全対策について	(10)点		8	8	7	9	8			7	8	7	8	6		
4 自転車駐車場運営の取組	60点	150点	45	49	50	53	45	242点	○	44	37	42	44	39	206点	○
(1)管理の質及び利用者サービスの向上の取組について	(20)点		16	16	18	18	16			16	12	14	14	14		
(2)利用促進の取組について	(10)点		7	8	8	9	7			7	7	7	8	7		
(3)不法行為等への取組について	(10)点		7	8	7	8	7			7	6	7	7	5		
(4)交通安全推進及び啓発の取組について	(10)点		8	8	9	9	8			7	6	7	7	6		
(5)自主事業への取組について	(10)点		7	9	8	9	7			7	6	7	8	7		
5 自転車駐車場の管理運営費	60点	150点	36	35	36	34	34	175点	○	48	48	47	47	48	238点	○
(1)管理運営費の提案に工夫が見られるか	(10)点		6	7	8	6	6			7	7	7	7	8		
(2)管理運営費の積算の根拠が明確になっているか	(10)点		6	6	6	6	6			7	7	6	6	6		
(3)適正な人件費になっているか	(10)点		7	7	6	6	6			7	7	7	7	7		
(4)適正な損害保険加入になっているか	(10)点		9	7	8	8	8			7	7	7	7	7		
(5)提案額としての貢献度	(20)点		8	8	8	8	8			20	20	20	20	20		
合計点数	200点	700点	141	142	150	156	140	729点	○	148	140	148	152	139	727点	○
総合計点数	1000点	700点	729							727						

令和5年10月20日

芦屋市長 高島峻輔 様

芦屋市指定管理者選定・評価委員会
委員長 富田智和

芦屋市自転車駐車場指定管理者候補者の選定について（報告）

標記のことについて厳正に審査した結果、別紙のとおり選定したので報告します。

芦屋市自転車駐車場指定管理者候補者の選定について

芦屋市指定管理者選定・評価委員会において審査した結果、下記のとおり選定する。

令和5年10月20日

委員長 富田 智和
副委員長 三谷 哲雄
委員 藤川 千代
委員 和口 聡子
委員 北川 加津美

記

1 件 名 芦屋市自転車駐車場指定管理者候補者

2 候補者名

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋小網町7番2号
(2) 法人名 サイカパーキング株式会社
(3) 代表者名 代表取締役 森井 清

3 選定理由

芦屋市自転車駐車場指定管理者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の729点(1000点満点)の評価が得られたため。

なお、株式会社駐輪サービスは基準点を満たしており次点候補者とする。